22137_制定
28069_一部改正
30038_一部改正
02059_一部改正
04032_一部改正
04162_一部改正

遠野市空き家リフォーム事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、本市への移住者が求める住宅の確保を図り、もって空き家の有効活用及び移住者の定住を促進するため、空き家のリフォーム工事及び家財道具の整理に要する費用に対して、予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家　次のいずれにも該当するものをいう。

ア　一戸建て住宅であって、この告示による助成の申請日において現に居住していないもの（早期に居住しなくなる予定のものを含む。）又は移住者が居住後１年を経過していないもの

イ　遠野市空き家バンク実施要綱（平成27年遠野市告示第54号）第２条第２号に規定する空き家バンクに登録されている又は登録することが確約されたもの

(2) 所有者　空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。

(3) リフォーム工事　移住者が居住又は居住する予定の空き家（以下この号において同じ。）の修繕、補修、模様替え等の空き家の機能維持又は機能向上のための改築工事をいう。

(4) 移住者　次のいずれかに該当し、かつ、本市におおむね５年以上定住する意思のある者をいう。

ア　本市以外の出身である者のうち、本市に転入しようとするもの又は本市に転入後５年以内にあるもの

イ　本市の出身で５年以上市外に転出していた者のうち、本市に転入しようとするもの又は本市に転入後５年以内にあるもの

(5) 18歳未満の子　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者から申請日において胎児である者までをいう。

（助成対象となるリフォーム工事）

第３条　助成金の交付の対象となるリフォーム工事（リフォーム工事を行う空き家を賃貸物件にする場合にあっては、その借主が個人であるものに限る。以下同じ。）は、市内に主となる事務所を有する建設会社、工務店、一般産業廃棄物収集運搬業者、公益社団法人遠野市シルバー人材センター等が施工し、かつ、国、県又は市（耐震に係る補助を除く。）による他

の助成を受けていないものであって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 台所、浴室、トイレ等の水周りに係る修理

(2) 床及び畳の張替並びにドア等の開閉部分に係る修理

(3) 屋根の破損又は雨漏りに係る修理

(4) その他居住するために必要と認められる修理

（助成対象となる家財道具の整理）

第４条　助成金の交付の対象となる家財道具の整理は、市内に主となる事務所を有する建設会社、工務店、一般産業廃棄物収集運搬業者、公益社団法人遠野市シルバー人材センター等が作業を行い、かつ、国、県又は市（耐震に係る補助を除く。）による他の助成を受けていないものであって、空き家に居住するために必要と認められる家財道具の整理に係る作業とする。

（助成対象者）

第５条　助成金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 空き家の所有者でこの告示による助成を受けたことがないもの

(2) 助成金の交付を受けようとする住宅に居住している者で市税等の滞納がないもの

（助成金の額）

第６条　助成金の額は、リフォーム工事又は家財道具の整理（以下「リフォーム工事等」という。）に要した経費の10分の５に相当する額以内の額（その額に 1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、次の各号に掲げるリフォーム工事等の種類に応じ当該各号に定める額を上限とする。

(1) リフォーム工事　40万円

(2) 家財道具の整理　10万円

２　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が交付の申請をすることができる助成金の種類は、前項第１号又は第２号のいずれか一に限るものとする。

３　第１項第１号の助成金の申請者が18歳未満の子と同居する場合は、子育て世帯加算として当該助成金の額（同項の規定により算定された額をいう。以下この項において「リフォーム工事助成額」という。）から40万円を控除した額に相当する額をリフォーム工事助成額に加える。ただし、当該子育て世帯加算（以下「子育て世帯加算」という。）の額は、20万円を上限とする。

４　子育て世帯加算は、遠野市若者・移住者空き家取得奨励金交付要綱（令和４年遠野市告示第33号）第４条第２項の規定による奨励金の交付を受けた場合は適用しない。

（交付申請）

第７条　申請者は、リフォーム工事等着手前に遠野市空き家リフォーム事業助成申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 工事等見積書の写し

(2) 工事設計図又は完成予定図（リフォーム工事に限る。）

(3) 施工前又は整理作業前の現況写真

(4) 納税状況等確認承諾書（様式第２号）

(5) 母子健康手帳の写し（子育て世帯加算を受けようとする場合であって、18歳未満の子が胎児である場合に限る。）

（交付決定）

第８条　市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査を実施の上、助成金の交付の可否を決定し、遠野市空き家リフォーム事業助成決定（却下）通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（助成事業の変更等）

第９条　申請者は、助成金の交付決定の通知を受けた後において対象となるリフォーム工事等の変更又は廃止をするときは、遠野市空き家リフォーム事業助成変更（廃止）承認申請書（様式第４号）を市長に提出するものとする。ただし、主な工事等の内容に変更が無く、かつ、助成額に変更が生じない軽微な変更は、この限りでない。

２　市長は、前項の変更又は廃止の承認申請があったときは、当該承認申請に係る内容を審査し、対象リフォーム工事等の変更を認めたときは遠野市空き家リフォーム事業助成変更決定通知書（様式第５号）により、対象リフォーム工事等の廃止を認めたときは、遠野市空き家リフォーム事業助成廃止承認書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第10条　第８条の規定により助成金の交付の決定を受けた者は、リフォーム工事等が完了したときは、完了した日から10日以内に遠野市空き家リフォーム事業助成完了報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事等費用の請求書及び領収書の写し

(2) 工事設計図又は完成見取図（リフォーム工事に限る。）

(3) 工事施工後又は作業完了後の写真

（完了検査）

第11条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、実地調査を行い、助成金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、助成金の交付の決定を受けた者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成決定の取消し等）

第12条　助成の決定を受けた者が偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、市長はその決定を取消し、既に助成金を交付した場合にあってはそれを返還させることができる。

（その他）

第13条　この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、平成22年７月１日から施行する。

附　則（平成28年告示第69号）

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年告示第38号）

この告示は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和２年告示第59号）

（施行期日）

１　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の遠野市空き家リフォーム事業助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の助成について適用し、同日前の助成については、なお従前の例による。

附　則（令和４年告示第32号）

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の遠野市空き家リフォーム事業助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の助成について適用し、同日前の助成については、なお従前の例による。

附　則（令和４年告示第 162 号）

（施行期日）

１　この告示は、令和４年 10 月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の遠野市空き家リフォーム事業助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の助成について適用し、同日前の助成については、なお従前の例による。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

遠野市長　　様

申請者　住　所
氏　名
連絡先

遠野市空き家リフォーム事業助成申請書

標記事業に係る助成を受けたいので、次のとおり申請します。

空き家の所在地	
工事等費用の総額	円
工事等費用の内訳	
工事等施工業者	住所 事業所名及び代表者名 電話番号
着工予定日	年　　月　　日
完了予定日	年　　月　　日
工事等費用総額の10分の5の額	円
子育て世帯加算	円
助成申請額	円

添付書類

(1) 工事見積書の写し
(2) 工事設計図又は完成予定図（リフォーム工事に限る。）
(3) 施工前又は整理作業前の現況写真
(4) 納税状況等確認承諾書（様式第２号）
(5) 母子健康手帳の写し（子育て世帯加算を受けようとする場合であって、18歳未満の子が胎児である場合に限る。）

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

遠野市長　　様

申請者　住　所
氏　名
生年月日　　年　　月　　日
連絡先（電話番号）

納税状況等確認承諾書

遠野市空き家リフォーム事業助成金を受けるため、市長が指定する職員が必要に応じて市税等の納付状況に関する書類の閲覧を行うこと及び公用申請による住民票謄本、納税証明書等の交付を受けることについて同意します。

様式第３号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

遠野市長　　印

遠野市空き家リフォーム事業助成決定（却下）通知書

年　　月　　日付けで申請のあった標記事業について、次のとおり助成を決定（却下）したので通知します。

記

１　決定

(1) 助成決定額　　円

(2) 空き家の所在地

(3) リフォーム工事等の内容

(4) リフォーム工事等に要する費用　　円

(5) 子育て世帯加算　　円

２　却下

却下した理由

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

遠野市長　　様

申請者　住　所
氏　名
連絡先

遠野市空き家リフォーム事業助成変更（廃止）承認申請書

年　月　日付け第　号で助成決定の通知のあった遠野市空き家リフォーム助成について、次のとおり変更（廃止）したいので申請します。

空き家の所在地	
変更（廃止）の理由	
変更（廃止）による工事等費用の総額	円
変更工事等費用の内訳	
工事等施工業者	住所 事業所名及び代表者名 電話番号
着工日	年　　月　　日
完了予定日	年　　月　　日
助成決定を受けた額	円 （うち子育て世帯加算　　円）
変更（廃止）により増減すべき助成の額	円

添付書類（変更申請のみ）

(1) 工事変更見積書の写し

(2) 工事変更設計図又は変更後の完成予定図（リフォーム工事に限る。）

様式第５号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

遠野市長　　印

遠野市空き家リフォーム事業助成変更決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった遠野市空き家リフォーム事業助成の変更承認について、次のとおり変更を承認します。

記

１　決定

(1) 変更後の助成決定額　　円

(2) 空き家の所在地

(3) リフォーム工事等の変更内容

(4) リフォーム工事等に要する変更後の費用　　円

(5) 子育て世帯加算　　円

２　却下

却下した理由

様式第６号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

遠野市長　　印

遠野市空き家リフォーム事業助成廃止承認書

年　　月　　日付けで申請のあった遠野市空き家リフォーム事業助成の廃止を承認します。

様式第７号（第10条関係）

年　　月　　日

遠野市長　　様

住　所
氏　名
連絡先

遠野市空き家リフォーム助成事業完了報告書

年　　月　　日付けで助成決定通知のあった標記事業について、次のとおり完了したので報告します。

空き家の所在地	
工事等費用の総額	円
工事等費用の内訳	
工事等施工業者	住所 事業所名及び代表者名 電話番号
着工日	年　　月　　日
完了日	年　　月　　日
助成決定を受けた額	円 （うち子育て世帯加算　　円）

添付書類

(1) 工事費用の請求書及び領収書の写し
(2) 工事設計図又は完成見取図（リフォーム工事に限る。）
(3) 工事施工後又は作業完了後の写真